

別 紙

改正後	現行
医療提供体制施設整備交付金交付要綱	医療提供体制施設整備交付金交付要綱
1 ～ 3 （略）	1 ～ 3 （略）
（交付対象事業）	（交付対象事業）
4 （１）～（１６） （略） <u>（削除）</u>	4 （１）～（１６） （略） <u>（１７）腎移植施設施設整備事業</u> 昭和 55 年 11 月 4 日医発第 1105 号厚生省医務局長通知「 <u>腎移植施設 の整備事業について</u> 」に基づく腎移植施設施設整備事業
（ <u>17</u> ）特殊病室施設整備事業 （略） <u>（削除）</u>	（ <u>18</u> ）特殊病室施設整備事業 （略） <u>（１９）肝移植施設施設整備事業</u> 平成 19 年 3 月 26 日健発第 0326008 号厚生労働省健康局長通知「 <u>肝 移植施設整備事業の実施について</u> 」に基づく肝移植施設施設整備事業
（ <u>18</u> ）治験施設施設整備事業 （略）	（ <u>20</u> ）治験施設施設整備事業 （略）
（ <u>19</u> ）特定地域病院施設整備事業 （略）	（ <u>21</u> ）特定地域病院施設整備事業 （略）
（ <u>20</u> ）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （略）	（ <u>22</u> ）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （略）
（ <u>21</u> ）医療施設等耐震整備事業 （略）	（ <u>23</u> ）医療施設等耐震整備事業 （略）
（ <u>22</u> ）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 平成 27 年 4 月 9 日医政発 0409 第 26 号厚生労働省医政局長通知「 <u>南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業の実施について</u> 」に基づく津波避難対策緊急事業	（ <u>24</u> ）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 令和 5 年 5 月 17 日医政発 0517 第 7 号厚生労働省医政局長通知「 <u>南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱</u> 」に基づく津波避難対策緊急事業
（ <u>23</u> ）アスベスト除去等整備事業 （略）	（ <u>25</u> ）アスベスト除去等整備事業 （略）
（ <u>24</u> ）医療機器管理室施設整備事業 （略）	（ <u>26</u> ）医療機器管理室施設整備事業 （略）
（ <u>25</u> ）地球温暖化対策施設整備事業 （略）	（ <u>27</u> ）地球温暖化対策施設整備事業 （略）

別 紙

改正後	現行
(26) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (略) (27) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 (略) (28) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 (略) (29) 医療施設浸水対策事業 (略) (交付金事業者) 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、4の（1）から（27）に掲げる交付対象事業については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。 （1）4の（1）から（25）及び（27）から（29）に掲げる交付対象事業（ただし、（21）ウの交付対象事業を除く。） 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、（12）、（18）、（21）ア及び（24）に掲げる交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）を除く者に限る。 （2）4の（21）ウ及び（26）に掲げる交付対象事業 （ア）医療法人（イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）（ウ）学校法人及び準学校法人（エ）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（キ）独立行政法人（ク）公的団体（ケ）国立大学法人 ただし、（21）ウに掲げる交付対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 (略) (29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 (略) (30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 (略) (31) 医療施設浸水対策事業 (略) (交付金事業者) 5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、4の（1）から（30）に掲げる交付対象事業については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。 （1）4の（1）から（27）及び（29）から（31）に掲げる交付対象事業（ただし、（23）ウの交付対象事業を除く。） 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、（12）、（20）、（23）ア及び（26）に掲げる交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）を除く者に限る。 （2）4の（23）ウ及び（28）に掲げる交付対象事業 （ア）医療法人（イ）社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）（ウ）学校法人及び準学校法人（エ）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（オ）健康保険組合及び健康保険組合連合会（カ）国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会（キ）独立行政法人（ク）公的団体（ケ）国立大学法人 ただし、（23）ウに掲げる交付対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規

別 紙

改正後	現行
定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。 6 （略） （交付額の算定方法） 7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。 （1）～（3） （略） （4）別表1の第1欄のB及びCにかかる交付額の算定方法については、（2）の交付基礎額に別表4（ただし、4の（21）ウ、エ及び（26）の交付対象事業を除く。）及び別表5の調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。） （交付金の配分方法） 8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。 なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。 （1） （略） （2）交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となる	定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。 6 （略） （交付額の算定方法） 7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。 （1）～（3） （略） （4）別表1の第1欄のB及びCにかかる交付額の算定方法については、（2）の交付基礎額に別表4（ただし、4の（23）ウ、エ及び（28）の交付対象事業を除く。）及び別表5の調整率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。）を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。（なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。） （交付金の配分方法） 8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。 なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。 （1） （略） （2）交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、Cに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となる

別 紙

改正後	現行												
よう調整する。 ただし、事業分類Aにおける事業区分（11）、（14）から（16）及び（27）、事業分類Bにおける事業区分（20）及び（21）について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。	よう調整する。 ただし、事業分類Aにおける事業区分（11）、（14）から（16）及び（29）、事業分類Bにおける事業区分（22）及び（23）について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。												
別表 1	別表 1												
<table border="1"> <tr> <th>1 事業分類</th><th>2 事業区分</th></tr> <tr> <td>A 医療計画等の推進に関する事業</td><td> （1）～（16）（略） <u>（削除）</u> （17）特殊病室施設整備事業 <u>（削除）</u> （18）治験施設施設整備事業 （27）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 （28）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 </td></tr> <tr> <td>B 施設環境等の改善に関する事業</td><td> （19）特定地域病院施設整備事業 （20）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （21）医療施設等耐震整備事業 （22）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 </td></tr> </table>	1 事業分類	2 事業区分	A 医療計画等の推進に関する事業	（1）～（16）（略） <u>（削除）</u> （17）特殊病室施設整備事業 <u>（削除）</u> （18）治験施設施設整備事業 （27）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 （28）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	B 施設環境等の改善に関する事業	（19）特定地域病院施設整備事業 （20）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （21）医療施設等耐震整備事業 （22）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	<table border="1"> <tr> <th>1 事業分類</th><th>2 事業区分</th></tr> <tr> <td>A 医療計画等の推進に関する事業</td><td> （1）～（16）（略） <u>（17）腎移植施設施設整備事業</u> （18）特殊病室施設整備事業 <u>（19）肝移植施設施設整備事業</u> （20）治験施設施設整備事業 （29）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 （30）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 </td></tr> <tr> <td>B 施設環境等の改善に関する事業</td><td> （21）特定地域病院施設整備事業 （22）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （23）医療施設等耐震整備事業 （24）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業 </td></tr> </table>	1 事業分類	2 事業区分	A 医療計画等の推進に関する事業	（1）～（16）（略） <u>（17）腎移植施設施設整備事業</u> （18）特殊病室施設整備事業 <u>（19）肝移植施設施設整備事業</u> （20）治験施設施設整備事業 （29）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 （30）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	B 施設環境等の改善に関する事業	（21）特定地域病院施設整備事業 （22）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （23）医療施設等耐震整備事業 （24）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業
1 事業分類	2 事業区分												
A 医療計画等の推進に関する事業	（1）～（16）（略） <u>（削除）</u> （17）特殊病室施設整備事業 <u>（削除）</u> （18）治験施設施設整備事業 （27）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 （28）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業												
B 施設環境等の改善に関する事業	（19）特定地域病院施設整備事業 （20）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （21）医療施設等耐震整備事業 （22）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業												
1 事業分類	2 事業区分												
A 医療計画等の推進に関する事業	（1）～（16）（略） <u>（17）腎移植施設施設整備事業</u> （18）特殊病室施設整備事業 <u>（19）肝移植施設施設整備事業</u> （20）治験施設施設整備事業 （29）地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業 （30）非常用自家発電設備及び給水設備整備事業												
B 施設環境等の改善に関する事業	（21）特定地域病院施設整備事業 （22）医療施設土砂災害防止施設整備事業 （23）医療施設等耐震整備事業 （24）南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業												

別 紙

改正後			現行		
	(23) アスベスト除去等整備事業 (24) 医療機器管理室施設整備事業 (25) 地球温暖化対策施設整備事業 (29) 医療施設浸水対策事業			(25) アスベスト除去等整備事業 (26) 医療機器管理室施設整備事業 (27) 地球温暖化対策施設整備事業 (31) 医療施設浸水対策事業	
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	(26) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	
別表 2			別表 2		
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)、(2)	(略)	(略)	(1)、(2)	(略)	(略)
(3) 救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 医療機関当たり 78,720 千円	(略)	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	ヘリポート 1 医療機関当たり 60,772 千円	(略)
(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 医療機関当たり 275,698 千円	(略)	(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業	格納庫 1 医療機関当たり 212,838 千円	(略)
	給油施設 1 医療機関当たり	(略)		給油施設 1 医療機関当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>173,625</u> 千円			<u>134,038</u> 千円	
	融雪施設 1 医療機関当たり <u>173,625</u> 千円	(略)		融雪施設 1 医療機関当たり <u>134,038</u> 千円	(略)
(5) 救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)	(5) 救命救急センター施設整備事業	(略)	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>125,436</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>96,836</u> 千円	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>108,900</u> 円	(略)		補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円	(略)
(6)～(9)	(略)	(略)	(6)～(9)	(略)	(略)
(10) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) (略)	(略)	(10) 周産期医療施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) (略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	(2)産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>309,900</u> 円			(2)産科区域整備 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 <u>239,300</u> 円	
(11)～(12)	(略)	(略)	(11)～(12)	(略)	(略)
(13) 医 療 施 設 近代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1)精神病棟 (略) (2)結核病棟改修等整備事業 (略) (3)診療所 ア (略) イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>10,695</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4)療養病床療養環境改善事業	(略)	(13) 医 療 施 設 近 代化施設整備事業	次により算定された額の合計額とする。 (1)精神病棟 (略) (2)結核病棟改修等整備事業 (略) (3)診療所 ア (略) イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>8,257</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 (4)療養病床療養環境改善事業	(略)

別 紙

改正後				現行			
		ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表３に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア、イ (略) ウ 浴室 浴室１か所当たり <u>31,267</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 <u>62,543</u> 千円とする。 (5)介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設				ア及びイに掲げる基準面積(＝ア＋イ)に別表３に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。 ア、イ (略) ウ 浴室 浴室１か所当たり <u>24,138</u> 千円 ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、 <u>48,283</u> 千円とする。 (5)介護老人保健施設及び診療所 病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合 ア 介護老人保健施設	

別 紙

改正後			現行		
	整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価 (1床当たり単価) 新築 <u>11,046</u> 千円 改築 <u>13,255</u> 千円 改修 <u>5,523</u> 千円 イ (略)			整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価 (1床当たり単価) 新築 <u>8,528</u> 千円 改築 <u>10,233</u> 千円 改修 <u>4,264</u> 千円 イ (略)	
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1)補強が必要と認められるもの((2)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>108,900</u> 円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>119,830</u> 円	(略)	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1)補強が必要と認められるもの((2)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>84,100</u> 円 (2)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>92,510</u> 円	(略)

別 紙

改正後			現行		
	(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>517,800</u> 円			(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u> 円	
	(4)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>569,660</u> 円			(4)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>439,780</u> 円	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>214,255</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>198,937</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>196,311</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>180,908</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)

別 紙

改正後			現行		
	研修部門 1 医療機関当たり <u>164,814</u> 千円	(略)		研修部門 1 医療機関当たり <u>153,031</u> 千円	(略)
	ヘリポート 1 医療機関当たり <u>193,225</u> 千円	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり <u>179,410</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>85,071</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>39,231</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)
(15) 地 域 災 害 拠点病院施設 整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの((2) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² × <u>108,900</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施 する場合 基準面積	(略)	(15) 地域災害拠 点病院施設整 備事業	(1) 補強が必要と認められるもの((2) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により実施 する場合 基準面積	(略)

別 紙

改正後			現行		
	2,300 m²×<u>119,830</u> 円 (3)耐震構造指標である Is 値が0.4未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>517,800</u> 円 (4)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>569,660</u> 円			2,300 m²×<u>92,510</u> 円 (3)耐震構造指標である Is 値が0.4未満の建物を有する病院((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u> 円 (4)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>439,780</u> 円	
	備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>60,434</u> 千円	(略)		備蓄倉庫 1 医療機関当たり <u>56,113</u> 千円	(略)
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>196,311</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり	(略)		受水槽 1 医療機関当たり	(略)

別 紙

改正後			現行		
	<u>180,908</u> 千円			<u>167,974</u> 千円	
	ヘリポート 1 医療機関当たり	(略)		ヘリポート 1 医療機関当たり	(略)
	<u>104,292</u> 千円			<u>96,836</u> 千円	
	給水設備 1 医療機関当たり	(略)		給水設備 1 医療機関当たり	(略)
	<u>85,071</u> 千円			<u>78,989</u> 千円	
	燃料タンク 1 医療機関当たり	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり	(略)
	<u>39,231</u> 千円			<u>36,426</u> 千円	
	(16) 災害拠点 精神科病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの(2) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² × <u>108,900</u> 円		(16) 災害拠点精 神科病院施設 整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの(2) を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m ² × <u>84,100</u> 円
	(2) 上記補強を免震化工法により実施 する場合 基準面積 2,300 m ² × <u>119,830</u> 円			(2) 上記補強を免震化工法により実施 する場合 基準面積 2,300 m ² × <u>92,510</u> 円	

別 紙

改正後			現行		
	(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 ((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>517,800</u> 円 (4)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>569,660</u> 円			(3)耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 ((4)を除く工法によるもの) 基準面積 2,300 m²×<u>399,800</u> 円 (4)上記補強を免震化工法により実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>439,780</u> 円	
	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>196,311</u> 千円	(略)		非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>181,985</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>168,974</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>85,071</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)
	燃料タンク	(略)		燃料タンク	(略)

別 紙

改正後			現行		
	1 医療機関当たり <u>39,231</u> 千円			1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(17) 腎移植施設 施設整備事業</u>	<u>次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。</u> <u>基準面積 100 m²</u>	<u>腎移植施設と して必要な次の 部門の新築、増 改築に要する工 事費又は工事請 負費</u> <u>無 菌 手 術 室 (機械室及び附 属設備を含む。)</u>
<u>(17)</u> 特殊病室 施設整備事業	(略)	(略)	<u>(18)</u> 特殊病室施 設整備事業	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(19) 肝移植施設 施設整備事業</u>	<u>次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。</u> <u>基準面積 100 m²</u>	<u>肝移植施設と して必要な次の 部門の新築、増 改築及び改修に 要する工事費又 は工事請負費</u>

別 紙

改正後			現行		
					<u>無菌手術室</u> <u>(機械室及び附</u> <u>属設備を含む。)</u>
(18) 治験施設 施設整備事業	(略)	(略)	(20) 治験施設 施設整備事業	(略)	(略)
(19) 特定地域 病院施設整備 事業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。(2) の場 合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 ㎡× <u>108,900</u> 円 (ただし、一部補強の場合は 上記による面積から補強を 要しない病床数×13.88 ㎡ を差引いた面積を限度とす る。)	(略)	(21) 特定地域病 院施設整備事 業	次に掲げる基準面積に別表 3 に定 める単価を乗じた額とする。(2) の場 合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88 ㎡× <u>84,100</u> 円 (ただし、一部補強の場合は 上記による面積から補強を 要しない病床数×13.88 ㎡ を差引いた面積を限度とす る。)	(略)

別 紙

改正後			現行		
	イ 診療棟 当該補強部分に係る既存 診療棟面積で厚生労働大 臣が認める面積×<u>108,900</u> 円			イ 診療棟 当該補強部分に係る既存 診療棟面積で厚生労働大 臣が認める面積×<u>84,100</u> 円	
(20) 医療施設 土砂災害防止 施設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と 認められるもの1か所当たり <u>86,011</u> 千円	(略)	(22) 医療施設土 砂災害防止施 設整備事業	補強又は防護壁の設置等が必要と 認められるもの1か所当たり <u>66,400</u> 千円	(略)
(21) 医療施設 等耐震整備事 業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの (2)を除く工法によるもの 基準面積 2,300 m²×<u>108,900</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>119,830</u> 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が0.4	(略)	(23) 医療施設等 耐震整備事業	病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの (2)を除く工法によるもの 基準面積 2,300 m²×<u>84,100</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積 2,300 m²×<u>92,510</u> 円 (3) 耐震構造指標である Is 値が0.4	(略)

別 紙

改正後				現行			
		未満の建物を有する第二次救急医療施設等((5)を除く工法によるもの)				未満の建物を有する第二次救急医療施設等((5)を除く工法によるもの)	
		基準面積				基準面積	
		2,300 m ² × <u>517,800</u> 円				2,300 m ² × <u>399,800</u> 円	
		(4)耐震構造指標である Is 値が0.3 未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く)((5)を除く工法によるもの)				(4)耐震構造指標である Is 値が0.3 未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く)((5)を除く工法によるもの)	
		基準面積				基準面積	
		2,300 m ² × <u>517,800</u> 円				2,300 m ² × <u>399,800</u> 円	
		(5)(3)及び(4)の補強を免震化工法により実施する場合				(5)(3)及び(4)の補強を免震化工法により実施する場合	
		基準面積				基準面積	
		2,300 m ² × <u>569,660</u> 円				2,300 m ² × <u>439,780</u> 円	
		看護師等養成所の場合	(略)			看護師等養成所の場合	(略)
		(1)補強が必要と認められるもの				(1)補強が必要と認められるもの	
		基準面積				基準面積	

別 紙

改正後				現行			
		2,300 m ² × <u>83,100</u> 円				2,300 m ² × <u>64,200</u> 円	
		(2) 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積				(2) 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積	
		2,300 m ² × <u>91,470</u> 円				2,300 m ² × <u>70,620</u> 円	
		(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積				(3) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積	
		2,300 m ² × <u>395,700</u> 円				2,300 m ² × <u>305,500</u> 円	
		平成 7 年に施行された地震防災対策 特別措置法(平成 7 年法律第 1111 号) 第 2 条に基づいて、都道府県知事が作 成した 5 箇年計画に定められた地震 防災上緊急に整備すべき医療施設の 場合				平成 7 年に施行された地震防災対策 特別措置法(平成 7 年法律第 1111 号) 第 2 条に基づいて、都道府県知事が作 成した 5 箇年計画に定められた地震 防災上緊急に整備すべき医療施設の 場合	
		(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積				(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積	
		(略)				(略)	

別 紙

改正後			現行		
	2, 300 m²×<u>108, 900</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積 2, 300 m²×<u>119, 830</u> 円			2, 300 m²×<u>84, 100</u> 円 (2) 上記補強を免震化工法により 実施する場合 基準面積 2, 300 m²×<u>92, 510</u> 円	
(22) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター	(略)	(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	救命救急センター	(略)
	<u>1, 245, 616</u> 千円			<u>1, 156, 561</u> 千円	
	病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)		病院群輪番制病院及び共同利用型病院	(略)
	<u>129, 889</u> 千円			<u>120, 603</u> 千円	
	救急告示病院	(略)		救急告示病院	(略)
	<u>129, 889</u> 千円			<u>120, 603</u> 千円	
	在宅当番医制病院	(略)		在宅当番医制病院	(略)
	<u>129, 889</u> 千円			<u>120, 603</u> 千円	
	在宅当番医制診療所	(略)		在宅当番医制診療所	(略)
	<u>21, 280</u> 千円			<u>19, 759</u> 千円	
	在宅当番医制歯科診療所	(略)		在宅当番医制歯科診療所	(略)
	<u>21, 280</u> 千円			<u>19, 759</u> 千円	
	休日夜間急患センター	(略)		休日夜間急患センター	(略)

別 紙

改正後			現行		
		<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円
	休日等歯科診療所	(略)		休日等歯科診療所	(略)
		<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円
	時間外診療実施診療所	(略)		時間外診療実施診療所	(略)
		<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円
	基幹災害拠点病院	(略)		基幹災害拠点病院	(略)
		<u>1,096,885</u> 千円			<u>1,018,463</u> 千円
	地域災害拠点病院	(略)		地域災害拠点病院	(略)
		<u>724,677</u> 千円			<u>672,866</u> 千円
	周産期母子医療センター	(略)		周産期母子医療センター	(略)
		<u>134,910</u> 千円			<u>125,265</u> 千円
	小児救急医療拠点病院	(略)		小児救急医療拠点病院	(略)
		<u>45,600</u> 千円			<u>42,340</u> 千円
	在宅医療実施病院	(略)		在宅医療実施病院	(略)
		<u>129,889</u> 千円			<u>120,603</u> 千円
	在宅医療実施診療所	(略)		在宅医療実施診療所	(略)
		<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円
	在宅医療実施歯科診療所	(略)		在宅医療実施歯科診療所	(略)
		<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円

別 紙

改正後			現行		
	がん医療実施診療所	(略)		がん医療実施診療所	(略)
	<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円	
	脳卒中医療実施病院	(略)		脳卒中医療実施病院	(略)
	<u>129,889</u> 千円			<u>120,603</u> 千円	
	精神科病院	(略)		精神科病院	(略)
	<u>129,889</u> 千円			<u>120,603</u> 千円	
	精神科救急医療センター	(略)		精神科救急医療センター	(略)
	<u>1,245,616</u> 千円			<u>1,156,561</u> 千円	
	助産所	(略)		助産所	(略)
	<u>21,280</u> 千円			<u>19,759</u> 千円	
(23) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>61,000</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)	(25) アスベスト除去等整備事業	1 m ² 当たり <u>56,600</u> 円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積	(略)
(24) 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)	(26) 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)
(25) 地球温暖化対策施設整備事業	1 医療機関当たり <u>117,856</u> 千円	(略)	(27) 地球温暖化対策施設整備事業	1 医療機関当たり <u>109,430</u> 千円	(略)
(26) 看護師の	(略)	(略)	(28) 看護師の特	(略)	(略)

別 紙

改正後			現行		
特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業			定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		
(27) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業	(略)	(略)	(29) 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業	(略)	(略)
(28) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>196,311</u> 千円	(略)	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	非常用自家発電設備 1 医療機関当たり <u>182,276</u> 千円	(略)
	受水槽 1 医療機関当たり <u>180,908</u> 千円	(略)		受水槽 1 医療機関当たり <u>167,974</u> 千円	(略)
	給水設備 1 医療機関当たり <u>85,071</u> 千円	(略)		給水設備 1 医療機関当たり <u>78,989</u> 千円	(略)
	燃料タンク 1 医療機関当たり <u>39,231</u> 千円	(略)		燃料タンク 1 医療機関当たり <u>36,426</u> 千円	(略)

別 紙

改正後			現行		
(29) 医療施設 浸水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または 基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>55,400</u> 千円	(略)	(31) 医療施設浸 水対策事業	(1) 医療用設備の想定浸水深または 基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>51,439</u> 千円	(略)
	(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>43,717</u> 千円	(略)		(2) 電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>40,591</u> 千円	(略)
	(3) 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>77,867</u> 千円	(略)		(3) 止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>72,300</u> 千円	(略)
	(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>30,326</u> 千円	(略)		(4) 排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1 医療機関当たり <u>28,158</u> 千円	(略)
(注) 1～3 (略)			(注) 1～3 (略)		

別 紙

改正後				現行			
別表3 1平方メートル当たり単価表				別表3 1平方メートル当たり単価表			
(単位：円)				(単位：円)			
事業区分	種目等	構造別	単価	事業区分	種目等	構造別	単価
(1)休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	(1)休日夜間急患センター施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
(7)小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>444,000</u>	(7)小児初期救急センター施設整備事業		ブロック	<u>214,000</u>
(26)看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>362,000</u>	(28)看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		木造	<u>355,000</u>
(27)地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業				(29)地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業			
(2)病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	(2)病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
(5)救命救急センター施設整備事業				(5)救命救急センター施設整備事業			
(6)小児救急医療拠点病院施設整備事業				(6)小児救急医療拠点病院施設整備事業			

別 紙

改正後				現行			
(8)小児集中治療室施設整備事業 (24)医療機器管理室施設整備事業				(8)小児集中治療室施設整備事業 (26)医療機器管理室施設整備事業			
(9)小児医療施設施設整備事業 (11)地域療育支援施設施設整備事業 (12)共同利用施設施設整備事業 (19)特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	(9)小児医療施設施設整備事業 (11)地域療育支援施設施設整備事業 (12)共同利用施設施設整備事業 (21)特定地域病院施設整備事業	病棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
	診療棟	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		診療棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
(10)周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	(10)周産期医療施設施設整備事業		鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
(13)医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	(13)医療施設近代化施設整備事業	病院	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>

別 紙

改正後				現行			
	診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		診療所 (一般地区)	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
	診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		診療所 (離島、豪雪地区)	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>362,000</u>			木造	<u>355,000</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(17) 腎移植施設施設整備事業</u> <u>(19) 肝移植施設施設整備事業</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>626,700</u>	
<u>(18) 治験施設施設整備事業</u>	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>	<u>(20) 治験施設施設整備事業</u>	治験専門外来	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
	治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>		治験管理部門	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>			ブロック	<u>214,000</u>
(注) 1、2 (略)				(注) 1、2 (略)			

別 紙

改正後	現行												
別表 4 （略）	別表 4 （略）												
別表 5 事業区分による調整	別表 5 事業区分による調整												
<table> <tr> <th>事業区分</th><th>調整率</th></tr> <tr> <td>4 の(1)から(10)、(12)から(20) 、(22)から(25) 、(28)及び(29)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4 の(28)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)</td><td>0. 3 3</td></tr> <tr> <td>4 の(11)、(14)から(16)、(21)、(26)、(27)及び (28)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4 の(28)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)</td><td>0. 5 0</td></tr> </table>	事業区分	調整率	4 の(1)から(10)、(12)から(20) 、(22)から(25) 、(28)及び(29)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4 の(28)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)	0. 3 3	4 の(11)、(14)から(16)、(21)、(26)、(27)及び (28)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4 の(28)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)	0. 5 0	<table> <tr> <th>事業区分</th><th>調整率</th></tr> <tr> <td>4 の(1)から(10)、(12)から(22) 、(24)から(27) 、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4 の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)</td><td>0. 3 3</td></tr> <tr> <td>4 の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)、(29)及び (30)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4 の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)</td><td>0. 5 0</td></tr> </table>	事業区分	調整率	4 の(1)から(10)、(12)から(22) 、(24)から(27) 、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4 の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)	0. 3 3	4 の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)、(29)及び (30)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4 の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)	0. 5 0
事業区分	調整率												
4 の(1)から(10)、(12)から(20) 、(22)から(25) 、(28)及び(29)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4 の(28)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)	0. 3 3												
4 の(11)、(14)から(16)、(21)、(26)、(27)及び (28)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4 の(28)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)	0. 5 0												
事業区分	調整率												
4 の(1)から(10)、(12)から(22) 、(24)から(27) 、(30)及び(31)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備を除く。また、4 の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備を除く。)	0. 3 3												
4 の(11)、(14)から(16)、(23)、(28)、(29)及び (30)に掲げる事業(ただし、4 の(14)から(16)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるもの及び受水槽、給水設備に限る。また、4 の(30)に掲げる事業については、受水槽、給水設備に限る。)	0. 5 0												
別表 6 ～ 8 （略）	別表 6 ～ 8 （略）												
9 ～17 （略）	9 ～17 （略）												
第 1 ～ 2 号様式別紙 1 （略）	第 1 ～ 2 号様式別紙 1 （略）												

別紙

改正後

第2号様式別紙2

		事業の実施に関する経費に関する調査																				(数値情報名)				***系																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
事業区分	事業区分	施設の種類	別表2の第2欄に定める基準額		別表3の第1欄に 掲げる施設	標準	定 額	事業費から 収入額を控除 した額	交付金率	別表4の欄① 別表5の事 業に該当する 基準額	別表5の第 2欄に掲げる 基準額	交付金率	配分率	収入額に基 づく交付金		国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国庫補助金 交付金率	国

第3～5号様式 (略)

現行

第2号様式別紙2

		事業の実施に関する経費に関する調査																				(数値情報名)				***系																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
事業区分	事業区分	別表2の第2欄に定める基準額 施設の名前	別表2の第1欄 に掲げる対象 経費の支拂予 定額		標準 定額	制 定額	事業費から 収入額を控除 した額	別表4の欄① 交付金率	別表5の事 業に該当する 基準額	交 付 金 率	配分率	収入額に基 づく交付金 交付率	収入額に基 づく交付金 交付率	別表5の第1 欄に定める 基準額	別表5の第2 欄に定める 基準額	別表5の第3 欄に定める 基準額	別表5の第4 欄に定める 基準額	別表5の第5 欄に定める 基準額	別表5の第6 欄に定める 基準額	別表5の第7 欄に定める 基準額	別表5の第8 欄に定める 基準額	別表5の第9 欄に定める 基準額	別表5の第10 欄に定める 基準額	別表5の第11 欄に定める 基準額	別表5の第12 欄に定める 基準額	別表5の第13 欄に定める 基準額	別表5の第14 欄に定める 基準額	別表5の第15 欄に定める 基準額	別表5の第16 欄に定める 基準額	別表5の第17 欄に定める 基準額	別表5の第18 欄に定める 基準額	別表5の第19 欄に定める 基準額	別表5の第20 欄に定める 基準額	別表5の第21 欄に定める 基準額	別表5の第22 欄に定める 基準額	別表5の第23 欄に定める 基準額	別表5の第24 欄に定める 基準額	別表5の第25 欄に定める 基準額	別表5の第26 欄に定める 基準額	別表5の第27 欄に定める 基準額	別表5の第28 欄に定める 基準額	別表5の第29 欄に定める 基準額	別表5の第30 欄に定める 基準額	別表5の第31 欄に定める 基準額	別表5の第32 欄に定める 基準額	別表5の第33 欄に定める 基準額	別表5の第34 欄に定める 基準額	別表5の第35 欄に定める 基準額	別表5の第36 欄に定める 基準額	別表5の第37 欄に定める 基準額	別表5の第38 欄に定める 基準額	別表5の第39 欄に定める 基準額	別表5の第40 欄に定める 基準額	別表5の第41 欄に定める 基準額	別表5の第42 欄に定める 基準額	別表5の第43 欄に定める 基準額	別表5の第44 欄に定める 基準額	別表5の第45 欄に定める 基準額	別表5の第46 欄に定める 基準額	別表5の第47 欄に定める 基準額	別表5の第48 欄に定める 基準額	別表5の第49 欄に定める 基準額	別表5の第50 欄に定める 基準額	別表5の第51 欄に定める 基準額	別表5の第52 欄に定める 基準額	別表5の第53 欄に定める 基準額	別表5の第54 欄に定める 基準額	別表5の第55 欄に定める 基準額	別表5の第56 欄に定める 基準額	別表5の第57 欄に定める 基準額	別表5の第58 欄に定める 基準額	別表5の第59 欄に定める 基準額	別表5の第60 欄に定める 基準額	別表5の第61 欄に定める 基準額	別表5の第62 欄に定める 基準額	別表5の第63 欄に定める 基準額	別表5の第64 欄に定める 基準額	別表5の第65 欄に定める 基準額	別表5の第66 欄に定める 基準額	別表5の第67 欄に定める 基準額	別表5の第68 欄に定める 基準額	別表5の第69 欄に定める 基準額	別表5の第70 欄に定める 基準額	別表5の第71 欄に定める 基準額	別表5の第72 欄に定める 基準額	別表5の第73 欄に定める 基準額	別表5の第74 欄に定める 基準額	別表5の第75 欄に定める 基準額	別表5の第76 欄に定める 基準額	別表5の第77 欄に定める 基準額	別表5の第78 欄に定める 基準額	別表5の第79 欄に定める 基準額	別表5の第80 欄に定める 基準額	別表5の第81 欄に定める 基準額	別表5の第82 欄に定める 基準額	別表5の第83 欄に定める 基準額	別表5の第84 欄に定める 基準額	別表5の第85 欄に定める 基準額	別表5の第86 欄に定める 基準額	別表5の第87 欄に定める 基準額	別表5の第88 欄に定める 基準額	別表5の第89 欄に定める 基準額	別表5の第90 欄に定める 基準額	別表5の第91 欄に定める 基準額	別表5の第92 欄に定める 基準額	別表5の第93 欄に定める 基準額	別表5の第94 欄に定める 基準額	別表5の第95 欄に定める 基準額	別表5の第96 欄に定める 基準額	別表5の第97 欄に定める 基準額	別表5の第98 欄に定める 基準額	別表5の第99 欄に定める 基準額	別表5の第100 欄に定める 基準額	別表5の第101 欄に定める 基準額	別表5の第102 欄に定める 基準額	別表5の第103 欄に定める 基準額	別表5の第104 欄に定める 基準額	別表5の第105 欄に定める 基準額	別表5の第106 欄に定める 基準額	別表5の第107 欄に定める 基準額	別表5の第108 欄に定める 基準額	別表5の第109 欄に定める 基準額	別表5の第110 欄に定める 基準額	別表5の第111 欄に定める 基準額	別表5の第112 欄に定める 基準額	別表5の第113 欄に定める 基準額	別表5の第114 欄に定める 基準額	別表5の第115 欄に定める 基準額	別表5の第116 欄に定める 基準額	別表5の第117 欄に定める 基準額	別表5の第118 欄に定める 基準額	別表5の第119 欄に定める 基準額	別表5の第120 欄に定める 基準額	別表5の第121 欄に定める 基準額	別表5の第122 欄に定める 基準額	別表5の第123 欄に定める 基準額	別表5の第124 欄に定める 基準額	別表5の第125 欄に定める 基準額	別表5の第126 欄に定める 基準額	別表5の第127 欄に定める 基準額	別表5の第128 欄に定める 基準額	別表5の第129 欄に定める 基準額	別表5の第130 欄に定める 基準額	別表5の第131 欄に定める 基準額	別表5の第132 欄に定める 基準額	別表5の第133 欄に定める 基準額	別表5の第134 欄に定める 基準額	別表5の第135 欄に定める 基準額	別表5の第136 欄に定める 基準額	別表5の第137 欄に定める 基準額	別表5の第138 欄に定める 基準額	別表5の第139 欄に定める 基準額	別表5の第140 欄に定める 基準額	別表5の第141 欄に定める 基準額	別表5の第142 欄に定める 基準額	別表5の第143 欄に定める 基準額	別表5の第144 欄に定める 基準額	別表5の第145 欄に定める 基準額	別表5の第146 欄に定める 基準額	別表5の第147 欄に定める 基準額	別表5の第148 欄に定める 基準額	別表5の第149 欄に定める 基準額	別表5の第150 欄に定める 基準額	別表5の第151 欄に定める 基準額	別表5の第152 欄に定める 基準額	別表5の第153 欄に定める 基準額	別表5の第154 欄に定める 基準額	別表5の第155 欄に定める 基準額	別表5の第156 欄に定める 基準額	別表5の第157 欄に定める 基準額	別表5の第158 欄に定める 基準額	別表5の第159 欄に定める 基準額	別表5の第160 欄に定める 基準額	別表5の第161 欄に定める 基準額	別表5の第162 欄に定める 基準額	別表5の第163 欄に定める 基準額	別表5の第164 欄に定める 基準額	別表5の第165 欄に定める 基準額	別表5の第166 欄に定める 基準額	別表5の第167 欄に定める 基準額	別表5の第168 欄に定める 基準額	別表5の第169 欄に定める 基準額	別表5の第170 欄に定める 基準額	別表5の第171 欄に定める 基準額	別表5の第172 欄に定める 基準額	別表5の第173 欄に定める 基準額	別表5の第174 欄に定める 基準額	別表5の第175 欄に定める 基準額	別表5の第176 欄に定める 基準額	別表5の第177 欄に定める 基準額	別表5の第178 欄に定める 基準額	別表5の第179 欄に定める 基準額	別表5の第180 欄に定める 基準額	別表5の第181 欄に定める 基準額	別表5の第182 欄に定める 基準額	別表5の第183 欄に定める 基準額	別表5の第184 欄に定める 基準額	別表5の第185 欄に定める 基準額	別表5の第186 欄に定める 基準額	別表5の第187 欄に定める 基準額	別表5の第188 欄に定める 基準額	別表5の第189 欄に定める 基準額	別表5の第190 欄に定める 基準額	別表5の第191 欄に定める 基準額	別表5の第192 欄に定める 基準額	別表5の第193 欄に定める 基準額	別表5の第194 欄に定める 基準額	別表5の第195 欄に定める 基準額	別表5の第196 欄に定める 基準額	別表5の第197 欄に定める 基準額	別表5の第198 欄に定める 基準額	別表5の第199 欄に定める 基準額	別表5の第200 欄に定める 基準額	別表5の第201 欄に定める 基準額	別表5の第202 欄に定める 基準額	別表5の第203 欄に定める 基準額	別表5の第204 欄に定める 基準額	別表5の第205 欄に定める 基準額	別表5の第206 欄に定める 基準額	別表5の第207 欄に定める 基準額	別表5の第208 欄に定める 基準額	別表5の第209 欄に定める 基準額	別表5の第210 欄に定める 基準額	別表5の第211 欄に定める 基準額	別表5の第212 欄に定める 基準額	別表5の第213 欄に定める 基準額	別表5の第214 欄に定める 基準額	別表5の第215 欄に定める 基準額	別表5の第216 欄に定める 基準額	別表5の第217 欄に定める 基準額	別表5の第218 欄に定める 基準額	別表5の第219 欄に定める 基準額	別表5の第220 欄に定める 基準額	別表5の第221 欄に定める 基準額	別表5の第222 欄に定める 基準額	別表5の第223 欄に定める 基準額	別表5の第224 欄に定める 基準額	別表5の第225 欄に定める 基準額	別表5の第226 欄に定める 基準額	別表5の第227 欄に定める 基準額	別表5の第228 欄に定める 基準額	別表5の第229 欄に定める 基準額	別表5の第230 欄に定める 基準額	別表5の第231 欄に定める 基準額	別表5の第232 欄に定める 基準額	別表5の第233 欄に定める 基準額	別表5の第234 欄に定める 基準額	別表5の第235 欄に定める 基準額	別表5の第236 欄に定める 基準額	別表5の第237 欄に定める 基準額	別表5の第238 欄に定める 基準額	別表5の第239 欄に定める 基準額	別表5の第240 欄に定める 基準額	別表5の第241 欄に定める 基準額	別表5の第242 欄に定める 基準額	別表5の第243 欄に定める 基準額	別表5の第244 欄に定める 基準額	別表5の第245 欄に定める 基準額	別表5の第246 欄に定める 基準額	別表5の第247 欄に定める 基準額	別表5の第248 欄に定める 基準額	別表5の第249 欄に定める 基準額	別表5の第250 欄に定める 基準額	別表5の第251 欄に定める 基準額	別表5の第252 欄に定める 基準額	別表5の第253 欄に定める 基準額	別表5の第254 欄に定める 基準額	別表5の第255 欄に定める 基準額	別表5の第256 欄に定める 基準額	別表5の第257 欄に定める 基準額	別表5の第258 欄に定める 基準額	別表5の第259 欄に定める 基準額	別表5の第260 欄に定める 基準額	別表5の第261 欄に定める 基準額	別表5の第262 欄に定める 基準額	別表5の第263 欄に定める 基準額	別表5の第264 欄に定める 基準額	別表5の第265 欄に定める 基準額	別表5の第266 欄に定める 基準額	別表5の第267 欄に定める 基準額	別表5の第268 欄に定める 基準額	別表5の第269 欄に定める 基準額	別表5の第270 欄に定める 基準額	別表5の第271 欄に定める 基準額	別表5の第272 欄に定める 基準額	別表5の第273 欄に定める 基準額	別表5の第274 欄に定める 基準額	別表5の第275 欄に定める 基準額	別表5の第276 欄に定める 基準額	別表5の第277 欄に定める 基準額	別表5の第278 欄に定める 基準額	別表5の第279 欄に定める 基準額	別表5の第280 欄に定める 基準額	別表5の第281 欄に定める 基準額	別表5の第282 欄に定める 基準額	別表5の第283 欄に定める 基準額	別表5の第284 欄に定める 基準額	別表5の第285 欄に定める 基準額	別表5の第286 欄に定める 基準額	別表5の第287 欄に定める 基準額	別表5の第288 欄に定める 基準額	別表5の第289 欄に定める 基準額	別表5の第290 欄に定める 基準額	別表5の第291 欄に定める 基準額	別表5の第292 欄に定める 基準額	別表5の第293 欄に定める 基準額	別表5の第294 欄に定める 基準額	別表5の第295 欄に定める 基準額	別表5の第296 欄に定める 基準額	別表5の第297 欄に定める 基準額	別表5の第298 欄に定める 基準額	別表5の第299 欄に定める 基準額	別表5の第300 欄に定める 基準額	別表5の第301 欄に定める 基準額	別表5の第302 欄に定める 基準額	別表5の第303 欄に定める 基準額	別表5の第304 欄に定める 基準額	別表5の第305 欄に定める 基準額	別表5の第306 欄に定める 基準額	別表5の第307 欄に定める 基準額	別表5の第308 欄に定める 基準額	別表5の第309 欄に定める 基準額	別表5の第310 欄に定める 基準額	別表5の第311 欄に定める 基準額	別表5の第312 欄に定める 基準額	別表5の第313 欄に定める 基準額	別表5の第314 欄に定める 基準額	別表5の第315 欄に定める 基準額	別表5の第316 欄に定める 基準額	別表5の第317 欄に定める 基準額	別表5の第318 欄に定める 基準額	別表5の第319 欄に定める 基準額	別表5の第320 欄に定める 基準額	別表5の第321 欄に定める 基準額	別表5の第322 欄に定める 基準額	別表5の第323 欄に定める 基準額	別表5の第324 欄に定める 基準額	別表5の第325 欄に定める 基準額	別表5の第326 欄に定める 基準額	別表5の第327 欄に定める 基準額	別表5の第328 欄に定める 基準額	別表5の第329 欄に定める 基準額	別表5の第330 欄に定める 基準額	別表5の第331 欄に定める 基準額	別表5の第332 欄に定める 基準額	別表5の第333 欄に定める 基準額	別表5の第334 欄に定める 基準額	別表5の第335 欄に定める 基準額	別表5の第336 欄に定める 基準額	別表5の第337 欄に定める 基準額	別表5の第338 欄に定める 基準額	別表5の第339 欄に定める 基準額	別表5の第340 欄に定める 基準額	別表5の第341 欄に定める 基準額	別表5の第342 欄に定める 基準額	別表5の第343 欄に定める 基準額	別表5の第344 欄に定める 基準額	別表5の第345 欄に定める 基準額	別表5の第346 欄に定める 基準額	別表5の第347 欄に定める 基準額	別表5の第348 欄に定める 基準額	別表5の第349 欄に定める 基準額	別表5の第350 欄に定める 基準額	別表5の第351 欄に定める 基準額	別表5の第352 欄に定める 基準額	別表5の第353 欄に定める 基準額	別表5の第354 欄に定める 基準額	別表5の第355 欄に定める 基準額	別表5の第356 欄に定める 基準額	別表5の第357 欄に定める 基準額	別表5の第358 欄に定める 基準額	別表5の第359 欄に定める 基準額	別表5の第360 欄に定める 基準額	別表5の第361 欄に定める 基準額	別表5の第362 欄に定める 基準額	別表5の第363 欄に定める 基準額	別表5の第364 欄に定める 基準額	別表5の第365 欄に定める 基準額	別表5の第366 欄に定める 基準額	別表5の第367 欄に定める 基準額	別表5の第368 欄に定める 基準額	別表5の第369 欄に定める 基準額	別表5の第370 欄に定める 基準額	別表5の第371 欄に定める 基準額	別表5の第372 欄に定める 基準額	別表5の第373 欄に定める 基準額	別表5の第374 欄に定める 基準額	別表5の第375 欄に定める 基準額	別表5の第376 欄に定める 基準額	別表5の第377 欄に定める 基準額	別表5の第378 欄に定める 基準額	別表5の第379 欄に定める 基準額	別表5の第380 欄に定める 基準額	別表5の第381 欄に定める 基準額	別表5の第382 欄に定める 基準額	別表5の第383 欄に定める 基準額	別表5の第384 欄に定める 基準額	別表5の第385 欄に定める 基準額	別表5の第386 欄に定める 基準額	別表5の第387 欄に定める 基準額	別表5の第388 欄に定める 基準額	別表5の第389 欄に定める 基準額	別表5の第390 欄に定める 基準額	別表5の第391 欄に定める 基準額	別表5の第392 欄に定める 基準額	別表5の第393 欄に定める 基準額	別表5の第394 欄に定める 基準額	別表5の第395 欄に定める 基準額	別表5の第396 欄に定める 基準額	別表5の第397 欄に定める 基準額	別表5の第398 欄に定める 基準額	別表5の第399 欄に定める 基準額	別表5の第400 欄に定める 基準額	別表5の第401 欄に定める 基準額	別表5の第402 欄に定める 基準額	別表5の第403 欄に定める 基準額	別表5の第404 欄に定める 基準額	別表5の第405 欄に定める 基準額	別表5の第406 欄に定める 基準額	別表5の第407 欄に定める 基準額	別表5の第408 欄に定める 基準額	別表5の第409 欄に定める 基準額	別表5の第410 欄に定める 基準額	別表5の第411 欄に定める 基準額	別表5の第412 欄に定める 基準額	別表5の第413 欄に定める 基準額	別表5の第414 欄に定める 基準額	別表5の第415 欄に定める 基準額	別表5の第416 欄に定める 基準額	別表5の第417 欄に定める 基準額	別表5の第418 欄に定める 基準額	別表5の第419 欄に定める 基準額	別表5の第420 欄に定める 基準額	別表5の第421 欄に定める 基準額	別表5の第422 欄に定める 基準額	別表5の第423 欄に定める 基準額	別表5の第424 欄に定める 基準額	別表5の第425 欄に定める 基準額	別表5の第426 欄に定める 基準額	別表5の第427 欄に定める 基準額	別表5の第428 欄に定める 基準額	別表5の第429 欄に定める 基準額	別表5の第430 欄に定める 基準額	別表5の第431 欄に定める 基準額	別表5の第432 欄に定める 基準額	別表5の第433 欄に定める 基準額	別表5の第434 欄に定める 基準額	別表5の第435 欄に定める 基準額	別表5の第436 欄に定める 基準額	別表5の第437 欄に定める 基準額	別表5の第438 欄に定める 基準額	別表5の第439 欄に定める 基準額	別表5の第440 欄に定める 基準額	別表5の第441 欄に定める 基準額	別表5の第442 欄に定める 基準額	別表5の第443 欄に定める 基準額	別表5の第444 欄に定める 基準額	別表5の第445 欄に定める 基準額	別表5の第446 欄に定める 基準額	別表5の第447 欄に定める 基準額	別表5の第448 欄に定める 基準額	別表5の第449 欄に定める 基準額	別表5の第450 欄に定める 基準額	別表5の第451 欄に定める 基準額	別表5の第452 欄に定める 基準額	別表5の第453 欄に定める 基準額	別表5の第454 欄に定める 基準額	別表5の第455 欄に定める 基準額	別表5の第456 欄に定める 基準額	別表5の第457 欄に定める 基準額	別表5の第458 欄に定める 基準額	別表5の第459 欄に定める 基準額	別表5の第460 欄に定める 基準額	別表5の第461 欄に定める 基準額	別表5の第462 欄に定める 基準額	別表5の第463 欄に定める 基準額	別表5の第464 欄に定める 基準額	別表5の第465 欄に定める 基準額	別表5の第466 欄に定める 基準額	別表5の第467 欄に定める 基準額	別表5の第468 欄に定める 基準額	別表5の第469 欄に定める 基準額	別表5の第470 欄に定める 基準額	別表5の第471 欄に定める 基準額	別表5の第472 欄に定める 基準額	別表5の第473 欄に定める 基準額	別表5の第474 欄に定める 基準額	別表5の第475 欄に定める 基準額	別表5の第476 欄に定める 基準額	別表5の第477 欄に定める 基準額	別表5の第478 欄に定める 基準額	別表5の第479 欄に定める 基準額	別表5の第480 欄に定める 基準額	別表5の第481 欄に定める 基準額	別表5の第482 欄に定める 基準額	別表5の第483 欄に定める 基準額	別表5の第484 欄に定める 基準額	別表5の第485 欄に定める 基準額	別表5の第486 欄に定める 基準額	別表5の第487 欄に定める 基準額	別表5の第488 欄に定める 基準額

第3～5号様式 (略)

別紙

改正後	現行
第6号様式	第6号様式
第6号様式	第6号様式
(元号)番年月号日	(元号)番年月号日
厚生労働大臣殿	厚生労働大臣殿
***県	***県
(元号)年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	(元号)年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
年月日厚生労働省発医政第号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。	年月日厚生労働省発医政第号で交付決定を受けた医療提供体制施設整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。
記	記
1事業区分及び施設の名称	1事業区分及び施設の名称
2補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金円	2補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金円
3確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金円	3確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金円
4消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金円	4消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額） 金円
5補助金返還相当額 金円	5補助金返還相当額 金円
6添付書類 4の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。	6添付書類 3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。

別紙

改正後	現行
第 7 号様式	第 7 号様式
番 号 (元号) 年 月 日 都道府県知事 殿 ***県 (元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。 記 1 事業区分及び施設の名称 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円 3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金 円 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額） 金 円 5 補助金返還相当額 金 円 6 添付書類 4 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。	番 号 (元号) 年 月 日 都道府県知事 殿 ***県 (元号) 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。 記 1 事業区分及び施設の名称 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号） 第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額 金 円 3 確定時に減額した仕入れに係る消費税額 金 円 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額） 金 円 5 補助金返還相当額 金 円 6 添付書類 3 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の記載内容を確認するための書類（積算内訳、確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料等）を添付する。

別 紙

改正後	現行
第 8 号様式 （略）	第 8 号様式 （略）